

新年度からの公立小中学校における 35 人学級の実現を求める意見書

昨年、中央教育審議会の「教育振興基本計画特別部会」は、全国の公立小中学校すべてで 35 人学級を実現するためには、教職員 4 万 5 千人増やす必要があり、給与支払額は約 3 千億円増えるとの試算を発表した。委員の小川正人氏（東京大教授）は「教職員の多忙な状況を改善するためには、こういう支出を検討する必要がある」と述べ多くの委員も賛同している。

小学校 1・2 年生で 35 人学級を実施した岩手県教育委員会は「実施したクラスでは、学習面において個別指導の時間がふえている。集中して授業を受けるようになってきている。生活面では、落ちついて学校生活を送ることができている。教師の児童理解が図られるようになってきている」と県議会において答弁している。

すでに各都道府県においても、35 人学級や少人数学級に低学年より取り組みを開始している。

そこで、新年度から少人数学級、当面 35 人学級を県下公立中学校においても実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 2 日

一 関 市 議 会

岩手県知事 殿

岩手県教育委員会教育長 殿

雇用促進住宅廃止の撤廃を求める意見書

雇用促進住宅は、国策としてのエネルギー転換、石炭鉱山閉山などで移転、転職を余儀なくされた人々の住居確保を目的に 1960 年から供給が始まりました。

現在、全都道府県に約 1500 か所、14 万戸に 30 数万人が暮らしている。当一関市においても、549 戸入居者があり、安定した住環境の中

で暮らしています。ところが「平成 20 年 12 月に定期借家契約の契約満了を迎える方から再契約を中止し、雇用促進住宅の廃止を進めていくことにしている」と一片の通知文が配付されました。

この突然の通知に入居者は驚き戸惑っています。今、世界的な金融不安の中、日本景気も先行き不透明な中で雇用情勢が悪化しているとき、安定した雇用の確保のためにも、住宅の確保が重要なことは言を俟たないものであります。

よって政府におかれては、下記の事項について入居者が路頭に迷うことのないよう配慮を求めるものであります。

記

- 1 入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止決定を白紙に戻すこと
- 2 廃止による退去猶予期間のさらなる延長を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 2 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

県立花泉診療センターの無床化と県立千厩病院の病床削減計画の撤回を求める意見書

平成 20 年 11 月 17 日、岩手県保健福祉部は「県立病院・公立病院の『改革指針(案)』」を、県医療局は「県立病院の新しい経営計画(案)」を発表いたしました。

当市においては、県立花泉診療センターの無床化と県立千厩病院の病床 40 床の削減が計画されているが、両施設は地域における唯一の入院施設であります。

今般の計画案は、代替え策を含めた検討が真剣になされたか疑問であります。

また、花泉病院を診療所化する際は、19 床を確保し、救急医療機関として継続する方向にあり心配ないとの説明があり、地域住民は不満ながらもこの計画を受け入れたものであります。

さらに、千厩病院にあっては、地域医療全般への取り組みと 6 年連続黒字経営が評価され総務大臣表彰を受けるなど、地域医療を守るための取り組みを行ってきたのであります。

しかしながら、医師確保に苦勞し、また、医療費の縮小に比例し、2 年前から入院・外来とも相当数減少してきた現状であります。その打開策として地元開業医との連携を模索する中での今回の削減計画であります。

両地域とも高齢化が進み、特に交通弱者の入院が多く、廃止・削減はこの方々へのしわ寄せが多く出るものと推察されます。

県においては、地域医療のあるべき姿を模索し、基本理念である「県下にあまねく良質な医療の均てんを」の実現のため下記事項の実現について強く求めるものであります。

記

- 1 県立花泉診療センターの無床化計画については撤回すること
また、医師確保に努めること
- 2 県立千厩病院の 40 床削減を撤回するとともに、産婦人科、小児科等の再開を早期に実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 2 日

一 関 市 議 会

岩 手 県 知 事 殿
岩 手 県 医 療 局 長 殿

「取り調べの完全可視化」の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月までに施行予定です。

同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになることと、それによって国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

裁判員制度導入にあたって、検察庁では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して、警察や検察が行う取り調べの「全過程を録画・録音すること」で完全な可視化が実現し、裁判員のより適正な判断に最も寄与できるものと考えます。

また、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠となります。

「取り調べの可視化」は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度の導入にとって不可欠な取り組みの一つといえます。

「志布志事件」や「富山事件」などの冤罪や、係争中の「狭山事件」や「JR浦和電車区事件」の真相究明にもつながります。

よって、国会及び政府におかれましては、2009年5月の裁判員制度実施までに、速やかに取り調べ過程の完全可視化を実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月16日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
法務大臣 殿
国家公安委員長 殿
警察庁長官 殿

社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書

地域における医師不足をはじめとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。

非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2,200億円抑制することが示された。

これに加え、岩手県においては、県立病院の病床数の縮小・削減計画が発表されるなど、これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。

また、不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

よって、一関市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（骨太の方針 2006）」で打ち出された社会保障関係費を毎年抑制する方針を撤回すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 16 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

介護保険制度の改善を求める意見書

介護、福祉の充実は、「安心した老後をおくりたい」というすべての国民の願いである。

しかし、いま、地域の介護は崩壊の危機にさらされている。

重い費用負担、不透明な認定制度、さまざまなサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらしている。

また、連続した介護報酬引き下げによって生まれた経営難、厳しさを増す現場の介護労働と深刻な人手不足は、在宅・施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしている。

誰もが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、それを支える介護職員が、専門性を高め、いきいきと働き続けられる環境整備が急務である。

よって政府においては、介護保険制度改善のため、下記の事項について改善するよう要請する。

記

- 1 . 介護報酬を引き上げ、人員配置基準の見直しを行い、職員の給与・労働条件の改善をはかること。
- 2 . 利用料・保険料、居住費・食費負担を軽減するとともに、サービスの利用制限をとりやめ、必要な介護が適切に保障される制度に改

善すること。

3. 以上を実現するために、保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 16 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

原油や食料品等の価格の高騰が続き、市民生活を直撃している。

日本の景気がさらに減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなる恐れがある。

これまでの景気回復下においても、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営に影響を与えることが懸念される。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 原油や食料品等の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税を行うこと。
- 2 生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分の上乗せを行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 16 日

一 関 市 議 会

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

すでに欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されています。日本でも「協

同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10000 を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働きを目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きること
に困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 16 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
総務大臣 殿
経済産業大臣 殿

国の支分部局等の見直しを求める意見書

地方分権改革推進委員会は、平成 19 年 5 月 30 日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を取りまとめ、地方政府の確立とともに、国の支分部局の廃止・縮小を打ち出しました。

また、平成 20 年 5 月には、生活者の視点に立つ「地方政府」の確立、いわゆる第 1 次勧告がなされたところであります。

平成 20 年 12 月 8 日、国の支分部局の廃止・縮小についての第 2 次勧告が出され、その勧告では「国の業務を絞った上で、全国 8 カ所ほどの『地方振興局』及び『地方工務局』に集約する。」とのことであり

ます。
しかしながら、広域的な基盤整備や県境を越えるネットワーク整備事業などは高度な技術が必要であり、現在、農林水産省東北農政局並びに国土交通省東北地方整備局により、多くの広域的な事業を国直轄事業で実施し、地方の整備が着々図られているものの、未だ多くの基盤整備や交流施設が未整備であり、国が果たすべき役割は何ら変わるものではありません。

農林水産省東北農政局においては、災害査定の実施には局を上げて対応されており、ことにも、6 月 14 日、当市西部地域を震源といたします、岩手・宮城内陸地震における農地災害の査定にありましては、迅速な対応をいただきました。

地震災害の復旧、復興対策までは、なお相当の時間がかかるものと推察されます。

また、国土交通省東北地方整備局においては、北上川上流改修一関遊水地事業を国直轄事業で実施していただいておりますが、着工以来 37 年を経過した現在の事業費から見た進捗率が未だ 50% 程度で、完成にはなお相当の年月を要する状況であります。

以上のことから、農林水産省東北農政局の技術指導並びに国土交通省東北地方整備局の高度な技術による事業推進が求められております。

については、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告における国の支分部局を『地方振興局』及び『地方工務局』に集約することについては、地域の実情を直視し、未だ多くの役割を国が果たす仕組みを存続するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 16 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿